

## 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険よりお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす場合は、申請により、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免されます。

以下のいずれかに該当する場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）のいずれかについて減少が見込まれ、以下の要件すべてに該当する場合

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】

- (ア) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が、前年の当該収入額の10分の3以上であること
- (イ) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- (ウ) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額が1,000万円以下であること

【介護保険料】

上記、(ア) および (イ) の要件を満たすこと

お問合せ

【国民健康保険税】 税務課 国民健康保険税係 ☎ 66-3404

【介護保険料】 福祉保健課 介護保険係 ☎ 64-4836

【後期高齢者医療保険料】 住民課 後期高齢者医療担当 ☎ 66-3405

制度の詳細につきましては、町のホームページにも掲載しています。

## 低所得者の介護保険料の負担軽減を強化します

公費投入による低所得者への保険料軽減強化として、介護保険料が下記のとおりになりました。

| 保険料基準額に対する割合 |               | 年間保険料             | 対 象 者                                                                                                                                           |
|--------------|---------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階         | 0.375(軽減前)    | 26,100円(軽減前)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul> |
|              | ↓<br>0.3(軽減後) | ↓<br>20,880円(軽減後) |                                                                                                                                                 |
| 第2段階         | 0.625(軽減前)    | 43,500円(軽減前)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方</li> </ul>                                              |
|              | ↓<br>0.5(軽減後) | ↓<br>34,800円(軽減後) |                                                                                                                                                 |
| 第3段階         | 0.725(軽減前)    | 50,460円(軽減前)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方</li> </ul>                                                    |
|              | ↓<br>0.7(軽減後) | ↓<br>48,720円(軽減後) |                                                                                                                                                 |

(※) 基準額は第5段階で69,600円です。

(※) 第4段階以上の町民税課税世帯は対象外です。